

令和5年12月18日

各 位

第三者調査に基づく再発防止策

横手建設株式会社
代表取締役 武茂 広行

「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」の施工不良において、令和5年10月11日に弁護士より「原因究明と再発防止等に関する第三者調査」の結果が報告されました。

この度、弊社では下記の通り再発防止策を策定し、遂行してまいりますので、ご報告いたします。

1. コンプライアンスに対する基本方針の策定
「横手建設 コンプライアンス規定」を定める。
2. 基本方針の考え方について社員に研修の実施
「横手建設 コンプライアンス規定」の考え方を社員に周知する。
3. 「コンプライアンスの日」の制定
事案が発覚した7月6日を建設業者としてのコンプライアンスについて過去を振り返りながら考える日として「コンプライアンスの日」と制定し、毎年その週にコンプライアンスに関する研修を実施する。
4. コンプライアンス委員会の設置
社長を委員長、委員を課長以上で組織するコンプライアンス委員会（6・12月開催）を設置し、社内でのコンプライアンス意識の醸成のための仕組みづくりや、コンプライアンス体制の整備等を審議・決定する。コンプライアンスに関する相談窓口をホームページ上に開設し、窓口担当者がコンプライアンス委員会に提起し、対応を協議する。
5. コンプライアンス違反をした場合の処分の明確化
コンプライアンス違反の場合に厳正に対応できるよう就業規則を改訂する。
6. 企業風土改善
各部門から推薦された委員で組織する企業風土改善対策委員会（4・10月開催）を設置し、自主的かつ積極的にコミュニケーションができる企業風土を目指して、社長に提言し、必要な措置を講じる。
7. 検査体制及び品質管理方法
「品質管理検査チェックリスト」及び「工程内検査試験チェック・記録」を改訂し、各種検査を実施する。
8. 内部監査の追加実施
令和6年6月の定期監査に加え、令和6年1・3月に7. 検査体制及び品質管理方法の是正対策及び文書の最新版管理が確実に実施されているかの内部監査を実施する。

弊社では、今回の件を真摯に受け止めるとともに、信頼回復のために全社員一丸となって上記の再発防止策を実施してまいります。

改めて、皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。